

議事録

平成 21 年度 第 3 回奈良県障害者施策推進協議会

平成 22 年 3 月 3 日(火)10:00～

於 奈良県中小企業会館 4F 中会議室 A・B

協議会出席者

・出席委員

田中委員、八木委員、川西委員、辰己委員、長谷川委員、松本委員、阪口委員、品川委員、奥田委員、本田委員、植村委員

・事務局

杉田福祉部長、山中次長、

障害福祉課 古市課長、林課長補佐、平田課長補佐、森本課長補佐、井勝係長、中岡係長、
中野係長、夏原係長、森田係長、森下主査、松原主査、坂尻主事

福祉政策課 矢富課長補佐

健康増進課 荻田課長、百地課長補佐、村田係長

雇用労政課 石井課長補佐

特別支援企画室 山本室長補佐

【事務局（林課長補佐）】

・只今から平成 21 年度第 3 回障害者施策推進協議会を開催致します。本日はお忙しいところ、委員の皆様方にはお集まりいただきましてありがとうございます。

・議事に先立ちまして、杉田福祉部長よりご挨拶申しあげます。

【杉田福祉部長】

・おはようございます。今日は、第 3 回の障害者施策推進協議会です。新しい計画を作るにあたりまして昨年 3 回目となりました。昨年に障害者の生活介護実態調査をしっかりと行いまして、奈良県内の障害者の実態を出来るだけしっかりと把握しましてそれに基づいて課題を正確に把握した上で我々なりに従来の計画にはない形で計画作りを進めています。一つは先ほど言いました実態調査をしっかりとした事、もう一つはそれぞれの障害者の方が抱えている課題を出来る限りきめ細かく把握した上で、県がしっかりと出来ることをやっという姿勢を明らかにしています。またパブリックコメントに今日お越しの皆様から、非常に有益な意見も頂いております。それを踏まえて今回計画の案ということで反映させております。皆様からご審議いただきましてより良いものとしていきたいと思っております。計画は作るだけではまだ不十分でございます。最後は実行。皆様と共にしっかりと考えて努力してより良い社会をつくっていく所につなげていけばと、我々もしっかりやっしていきたいと思っております。今日をご審議のほどよろしく願いいたします。

【事務局（林課長補佐）】

・この障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づきまして設置されているものでございませ

て、県の障害者長期計画の策定、及び県における障害者施策の総合的計画的な推進で必要な事項についてご協議頂く機関となっております。議事に入ります前に、お手元の資料について確認させていただきたいと思っております。

(資料の確認)

・それでは、これからの進行につきましては、八木会長の方にお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

【八木会長】

・みなさん、おはようございます。それでは、早速会議に入りたいと思っておりますが、本日の欠席委員ですが、山下委員、狭間委員、桐野委員、榊原委員 4 名が欠席と聞いております。過半数の委員の出席をいただいておりますので、奈良県障害者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項の規定によって本日の会議は有効に開催されます。

・それでは、本日の議題に入ります。まず事務局より、議題 1「奈良県障害者計画」についての説明をお願い致します。

【事務局（古市課長）】

・みなさんおはようございます。今回は計画、障害者計画（案）をお示ししましたところ、各委員の方から私たちの目の届かないような貴重なご意見を頂きまして本当にありがとうございます。では、計画案について説明をさせていただきます。

・まず、資料 1 をご覧頂きたいと思っております。これは、奈良県障害者計画（案）の要約ということで、前回との変更点を中心にお話させていただきたいと思っております。まず、計画の位置づけでございますけれども、基本方針 2. で書いておりますが、一つは、障害者基本法に基づく「奈良県障害者長期計画 2005」と障害者自立支援法に基づく「奈良県障害福祉計画（第 2 期）」を一体化して新たに策定いたしました。今後の本県の障害者施策を総合的に推進する計画として新たに奈良県障害者計画という名称で策定を進めております。よろしくおねがいします。それから計画の方針の一番上、計画の理念でございますが、前回の協議会で助言をいただきまして少しだけ表現を変えて記載しております。一つは〇障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現もう一つは、〇誰もが社会の一員として包み込まれ、お互いに支えあう地域社会の実現というような表現に改めさせていただいてこれでパブリックコメントをさせていただきました。以下計画の理念と体系等につきましては、基本的に変更ございませんので省かせていただきまして、計画案の分厚い冊子と資料 2 これはパブリックコメント中にこの計画に対していただいたご意見と県の考え方を整理しているのが資料 2 でございますけれども、その中で特に障害者計画本編に反映しているものを中心に説明させていただきたいと思っております。

・まず、分厚い計画案の本編でございますけれども、P.16 をご覧下さい。P.16 の下から 2 つ目の〇、「障害に対する理解の不足による偏見や誤解をなくすため、関係機関と連携して、学校、企業、行政の場などでの啓発を進めるとともに」、という表現を加えさせていただいているのですが、これは資料 2 の P.1 の 3 番目の“地域福祉の推進には、住民の方々の福祉に対する理解を高めることが不可欠だと考えるが、基本方針には示されていない。”を受けましてやはり理解の

不足による偏見や誤解をなくするため関係機関と連携して学校・企業を通じて啓発をすすめるという表現を付け加えさせていただきました。それからその次の○です。これは、資料2のP.14の85番これを受けまして、障害者の虐待防止の為の施策を盛り込む必要があるため、「あらゆる障害者差別を許さない」という県の強い姿勢を示すべきというふうなことでご意見をいただきました。そこで○を1つ追加させていただいております。「障害のある人に対する差別や虐待といった権利侵害をなくするため、関係機関と連携し障害者のある人の権利擁護の取り組みを進め、権利侵害のない、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに努めます。」という表現を追加させていただいております。それから、P.21をご覧ください。併せて資料2のP.5の23番、本編P.21の一番上でございます。これはパブリックコメント23番のご意見「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の成人期の欄ですけれど、「医療整備・余暇活動支援」も入れ込むようにというご意見を頂きましたので一番上の○です。「余暇活動に対する支援も不十分」という認識を、課題として書かせていただきました。そして4つ目の○でございますが、これも23番を受けて「安心して医療を受けることのできる体制が不十分」であるというような課題を書かせていただきました。併せてこのパブリックコメントの24番「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「乳幼児期における障害受容に対してのサポート」を追記する必要がある、というご意見いただきましたので本編P.21の知的障害者、障害種別毎の個別課題の知的障害者の欄一番最初の○ですけれど、「乳幼児における障害受容に対する不安への対応」というようなことを付け加えさせていただいております。さらにP.21の重症心身障害者の3つ目の○ですが、これは、資料2のP.7をご覧ください。41番「障害のある人のライフステージにおける課題」の障害種別ごとの重症心身障害児者の「看護師不足」に「医師」も追加する、「養護学校卒業後の日中生活の場が不足しているため、進路を決めることが困難」と追記した方が良い、というようなことを書かせていただいております。そこで、「養護学校卒業後の日中活動場が不足」というような表現で書かせていただきました。それから、P.21の一番下これについては資料2のP.9パブコメの57番です。P.9の一番下です。障害種別ごとと身体障害のある人のバリアフリー化が必要に「公共施設」を追記した方が良いということで計画に「公共施設等」と加えて書かせていただいております。その次に折り込みのP.24、25ライフステージのイメージ図があるのですが、これは、資料2のP.3をご覧ください。P.3パブコメ10番です「知的障害者のライフステージ イメージ図」の「成人期における入所施設、グループホームでの指導（指導という表現）」は適切か、ということがございましたので、真ん中よりちょっと下段で右の方成人期の障害者支援施設での指導・支援の下に「グループホーム・ケアホームでの支援」というふうに指導を省かせてもらって支援という言葉に改めさせてもらっています。それから今度はかなり飛びますが、本編計画のP.42をご覧ください。併せてパブコメの資料2、P.7の40番です。「福祉サービス事業所が保護者からの請求等に応じて損益計算書などを開示するように記載してほしい、行政も内容の監督を願う」というご意見をいただきました。それに対してP.42の一番下○「県は障害のある人が安心して福祉サービスを利用することができるよう、福祉サービス事業所への指導監督を行うとともに」、という表現を追加させていただき、以下、記載している

表現については、「利用者の視点が含まれているか」等以下は変更ございません。その次に P.51 をごらんください。資料2の P.13、計画の P.51、事業所として県庁の雇用実践という項目がございます。パブコメの番号は 77 番。「県主導による障害者雇用モデルの開示・実践」の中に「委託業務における障害者就労推進施策を明記する」、というご意見を頂いています。特に県は障害者就労実践会議を実施して運営していますので、その項目を書かせていただきました。○「県は、障害のある人の就労を支援するため、県庁自体がひとつの事業所として取り組むことのできる施策を、県庁内の部局を超えて検討し、実践するため、「奈良県障害者就労支援実践会議」を設置・運営することで、障害のある人の就労支援に向けた具体的な取り組みを行っていきます」、その下の○にも「県は、県が発注する委託業務などを活用して、障害のある人の働く場を広げるための方策を、奈良県庁障害者就労支援実践会議において検討し、取り組んでいきます」、ということを追加させていただきました。計画の P.56 をご覧下さい。併せて資料 2 の P.14、87 番これは、取り組みの方向性の中の「重症心身障害（児）者への支援」の中の②ですけれども、パブリックコメント 87 番です。「重症心身障害（児）者への支援」のホームヘルパーの養成の中で、「知的障害や全身性障害の後に、重症心身障害を追記した方が良い」、というような意見で、重症心身障害者に限らず、障害の特性に応じたという形で幅広く応じた表現にさせていただき、「障害の程度や特性に応じた適切な支援ができるホームヘルパー等」という表現にさせていただきました。それから、一番下ですけれども、パブコメの P.15 の 88 番「重症心身障害児（者）への支援」の医療的ケアについて、「緊急時にも対応できる施策の充実に努める」を追記した方が良いということでしたので、P.56 の一番下の○でございます。「医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の居宅サービスを充実させるため、県は医療との連携を図り、緊急時にも対応できる施策の充実に努めます。」というふうに緊急時にも対応できる施策の充実に努めると追記をさせていただきました。計画の P.58、資料2のパブコメ P.15 の 90 番「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、「県は脳性まひ等の二次障害に対する正しいリハビリテーションを受ける機会を設けるように努めます」を記載した方がよい。でございますけれども、計画 P.58 の上から○6つ目に書かせていただいておりますので、リハビリテーションの体制整備につきまして幅広く書かせていただいているのであえて追記はしておりませんが、包含されると考えてございます。そしてその次に計画の P.63 をごらんください。パブコメ資料の P.6 もあわせてごらんいただきたいのですが、まず、計画の③権利擁護のための施策の充実です。併せてパブコメは、31 番です。31 番は「成年後見制度の欠格条項として、選挙権の喪失などがある。利用しやすい制度を望む。」というようなご意見をいただきました。そこで、③の一つ目の○です、奈良県社会福祉協議会が窓口となる「地域福祉権利擁護事業」や裁判所に申立を行う「成年後見制度」についてこの辺から追記させていただいています。「成年後見制度については、制度の内容等が十分に周知されていないと考えられることから、県はまず制度の周知に努め、さらに利用しやすくするための相談環境の充実に取り組みます。」というふうに、成年後見制度のことを書かせていただいています。それからそのページの権利擁護の 3 つ目の○です。これは、パブコメの P.14 の 85 番です。障害者の虐待防止のための施策を盛り込む必要がある。「あらゆる障害者差別を許さない」という県

の強い姿勢を示すべき。ということで、○の三つ目ですけれど、「県は相談支援を通じて、障害のある人に対する虐待等の人権侵害事案の防止や早期発見に努めるとともに、万一、人権侵害事案が発生した場合には、市町村や関係機関と連携して早急に救済することのできる体制整備を行います。」ということを追記させていただいています。それから、計画の P.75 です。パブコメは、P.17、98 番です。数値目標一覧のところですが、ご意見は、「法律そのものが不安定で変動的な中、すべての数値目標は今後必要に応じて見直しをするものと明記が必要」ということでその通りだと思いますので、「数値目標は、制度改革をはじめとする社会状況の変化に応じて、今後、所要の見直しをすることとします。」という表現を追記させていただいてさらに、その次の P.81。パブコメは P.16、97 番奈良圏域について「権利擁護の概念が確立されていないという表記があるが、これは適切か。」というご意見いただきましたので、表現を変えさせていただきました三つ目の○です、「地域の障害福祉に関する中核的な役割を委託相談支援事業所が担い、「奈良市地域自立支援協議会」において、ケア会議を通じて把握した地域課題や各部会から提出された課題の解決に向けてワーキンググループの立ち上げや運営委員会における協議を行っています。」というような実際にやっていたことを追記させてもらっています。さらに、計画の P.95 パブコメは P.17 の 98 番先ほどと一緒にございます。ここは、障害者福祉計画の数値目標ですが、「制度改革をはじめとする社会状況の変化に応じて、今後、所要の見直しをすることとします。」ということを追記させていただきました。そして、一番最後ですが、計画の P.148 パブコメ資料の P.13 ですが、78 番です。「企業による障害者雇用の推進」の中に「法定雇用未達成は「法令違反」であり、「社会的責任」を果たしていないことを明記する。」というご意見をいただきましたので、ここで法定雇用率の説明をさせていただいています。「障害者雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合の数の障害のある人の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は 1.8%、国や地方公共団体等は 2.1%」というような表現で説明をさせていただいております。以上のような状況でございます。パブリックコメント、委員の方々のご意見をいただいた中でこういうふうに変更させていただいているもの他、計画そのものには追記変更とか変更ありませんが、すでに計画に主旨が盛り込まれているものの中に、参考意見として今後参考にさせていただきたいというようなことで、県が出す計画には盛り込ませていないものもありますけれどもその辺は、ご了承いただきたいと思います。以上でおわります。

【八木会長】

- ・今、事務局の方から前回までの会議でのそれぞれの委員の出された意見またパブリックコメント等全体での県の考え方を新たに盛り込んだものとして最終的に計画案として説明して頂きました。全体的なことを通して何かお尋ねご意見等あれば。
- ・いかかでしょうか。今日ここに出させていただいている計画案は、ほぼ完成に近い状態なので、ですから最終的なコメントご意見等あれば出していただきたいと思います。
- ・どうぞ。奥田委員。

【奥田委員】

- ・ 部長の挨拶で計画を作って最後のところで要はどう実施していくかという問題だということで、私もその通りだと思います。書かれている中身を本当に実施するとしたら大変だと思います。それで、例えば具体的に精神障害の事例で言えば、関係課が連携して啓発を学校でも充実していきますといってもらっていますが、本当にできるのだろうかとなかなか教育委員会と話しても関係課がバラついているし生活現場がそういう実態にない中でどのように実態を示して実施をしていくのか検討していただきますけれど、そういう点では1つをとっても大変な問題だと思います。それだけに計画ができて実際はどう動いていくのかと、不安がでていまして、是非とも一つ一つ丁寧に実施をしていただきたいということが一つございます。
- ・ それから、もう一つは財政の話が絡んできますが、例えば、権利擁護の関係で抽象的に「運営適正化委員会充実していく」書いてあるのですが、私も運営適正化委員をしていましてこの間現場を一緒にまわらせていただいたら担当職員が20件あまり一町に絞られて限界ですと、人を増やす計画はありませんと。でもやっぱり相談は色々な所から入ってくるし契約に結びつくかは別にしまして、そういう相談を受けるかどうかの所でも対応しないといけない。そういう意味で、本当は人を増やしていかないといけないところに限界に近いという話がございます、こういうのは、充実していくとすれば財政がついてこないと人を増やせなかったら、どういう手立てを講じていくのか。でないと実際問題としては。充実を図っていくことは困難になるのではないかと。例でございますが、具体的にお金のかかる話は市町村にも厳しい実態がございます、その辺も真剣に考え、対応なさって計画にそって実践へと部長の挨拶の通りやっていただけたらありがたいです。

【八木会長】

- ・ ありがとうございます。他ございますか。植村委員

【植村委員】

・ 奥田委員さんからお話もある部分でご意見をよく理解もしますが、一方ではこの度の県が策定していただいた案、前回の会議で皆様方が出されたご意見を反映して御苦労の後充分理解をする所でございますが、ご指摘のございましたように大変色々多岐にわたる中で欲をいえば色々まだまだやっていかないことがいっぱいあります。しかし一方ではご指摘のように我々の財政は厳しい中でどう対応していくかという部分では、何かと皆様方がご満足いく充分ご満足いただけるような部分が市町村においてもできるかというのははっきり申し上げて自信がございません。しかし、基本的に市町村として、こういうことをやっていかないといけないという認識をしながら、1つ1つそういうことがおこった時には、皆様方と協議をしながら対応しないといけないということで、県のこの計画を擁護するつもりはございませんけれども、同じ厳しい財政の中で同じ立場でやっていかないといけないという部分の中では、今回の計画案、私としては、充分御苦労のあとがあるなあと評価をさせていただいて、決まりました暁には、出来るだけ実施をしながら皆様方のご不満がでないように対応していきたいと思います。一方では、重ね重ね申し上げますが、財政問題という大きな壁があるということをご理解いただきたい、共有していただきたいと思

ます。ちょっと行政側のいわゆる市町村側の代表として一言ご意見申し上げた次第です。

【八木会長】

・ありがとうございました。阪口委員。

【阪口委員】

・圏域状況の所なのですが、圏域の特性、表記が必要ではないでしょうか。他の圏域と比較した時に特性があるというのを表記されたほうが良いのではないのでしょうか。例えば、前の計画の所では、南和圏域でしたら、相談支援事業の所がすごく多くなっていてなぜなのかな、と思っていたのですが、この計画ではその辺のことが書いてないのでそういうことも含めて圏域の特性、代表的なようなことをあげたうえで、次の計画として奈良圏域はこうです南和圏域はこうです、中和圏域はこうですと表記されたらと思っています。

【八木会長】

・阪口委員から意見がでましたが、それについて、いかがでしょうか。

【事務局林補佐】

・今のご意見はP. 5の全体の特徴がありまして、そこからそれぞれの圏域ごとと。我々考えておりますのは、先ず圏域ごとの状況を書いてそれぞれの取り組みのような形で圏域ごとの部分ということで書かせてもらったのですが、取り組みの方向性等はその他の現状と課題の所でいけるのではないかと思うのですが、圏域の中でもそれぞれの圏域の特徴というのは出ていますのでダブってこないかな、というのはあります。一応こういう形でさせていただいたらと思います。

【八木会長】

・阪口委員、よろしいですか。

【阪口委員】

・全部読んでいかないとわからない。ということは、大きな特性というのは圏域別に出てくることというのはないと思います、圏域ごとにみていった時に○○圏域ではこういうものが一番大きな課題であるとか、そういうものは、見るだけでわかりやすい。

【事務局林補佐】

・例えば、南和圏域ですと具体的な話としては、地域性の問題があります。社会資源とかあるいはサービス拠点の課題とか。そういった全体の話から例えば今の圏域の中でも南部と北部とで格差が課題であります。それに対して取り組みとしては、南和圏域にあった形でやっていく必要があります、基盤整備といったことが課題になるというふうなことです。あと4つ目、5つ目の辺りは、圏域ネタの課題として書かせていただいております。

今は、南和といいましたけれども基盤の整備でいいますと第6部障害福祉計画のところで数値目標というのがございまして、その中でこの例えば見て頂きたいのは、P.100とかで、それぞれ圏域ごとのサービス見込み量達成状況でありますとか、今後の見込みといったことを圏域ごとに書かせていただいてそれをみていただくことで、圏域ごとの状況の違いを見ていただけますし、前の分で今書いた分と併せて具体的な県全体と圏域それぞれと比較してみただけかなと

いった形で思っておりますが。いかがでしょうか。

【八木会長】

・他にございませんか。はい、松本委員のほうから。

【松本委員】

・資料1のP.2「計画の基本的な考え方」の中の枠組みで「障害のある人の社会参加と就労の促進」の所と「障害のある人の安心の確保」の所にある項目なのですが、社会参加を制約する環境要因を取り除く「総合的なバリアフリー」ハードとソフト面からのバリアフリーの取り組みの推進という所は、安心ではなくてⅡの社会参加の促進のところにいていただいたらいいのではないかと思います。所得保障には、各種障害者手当や年金等の充実・推進とありますが、これはむしろ安心の確保のところに入ったほうがいいのではないかと、色々な障害の人の社会参加を考えていきますと、ここに書かれてあるのは、就労、雇用そして物品とかいろいろ書いてございますが、基本的に重い障害を持った人達あるいは、雇用にもれた人達のことを考えていくと、社会参加を拒んでいるのは、ハードとソフトのバリアフリーの要件が大きいと思いますので、安心というよりは、むしろ社会参加の促進の方に入れるほうがいいのではないかと、今頃からいうのは遅いかもしれませんが、気になりますので申し上げます。それともう一つは、施策の方向で生活と質の向上の4番目住まいの確保の項目の中でスペースがありますので、中身にはケアホームが入っておりますが、ここではグループホーム・ケアホームとケアホームという言葉を追加してもらった方が、良いのではないかと感じます。

【八木会長】

・今、松本委員の方から2点意見がありました。いかがでしょうか。項目分け、文言の追加としてはどうかというご意見。

【事務局（林課長補佐）】

・ケアホームという文言の追加については、ご指摘のように追加していきたいと思っております。あと、今の所得保障のための各種障害者手当や年金の充実の推進をという総合的なバリアフリーの話なのですが、所得保障のところはP.53所得の確保のところ、実態調査の結果厳しいとできてきて、社会参加や自己実現のための活動を通して生活の質の向上といういずれの障害をお持ちの方にとっても同じだと思うのですが、そういったものを図っていくためには、年金等のより一層の充実が望まれますと、それから後安心して暮らしていくというふうな所でもそういったことが必要だということで、下のところですけど、①のところ、安心して生活し、社会参加や自己実現のための活動を通して生活の質の向上を図るために必要とする福祉サービスや医療を受けることができるよう、各種障害者手当や年金等の充実が必要です。そういうふうな流れで入っているという感じで、おっしゃるように他の項目でも同様ですが、どちらに入れるかというのは、非常に他と股がるというのはたくさんございまして、どういう整理がいいのかというのはあったのですが、ここはそういうふうにさせていただきましたのと、バリアフリーにしましても、書きぶりとしては、P.58の所ですけども、やはり安心の確保というところでP.58の現状と課題のところ、書いていますように、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの理念に基

づいて、生活環境の整備を推進するとともにという所、障害のあるなしにかかわらず、すべての環境の整備を推進するとともに、生活空間のバリアフリー化を進めていく必要があるという頭出しをしまして、こちら（資料1）安心の所にも、もちろん両方に係るというのは間違いないと思うのですが、全般の現状と課題とさせていただいた上で全体の考え方としては、こういう風な所でいれさせていただいているのですが。

【八木会長】

・よろしいですか。それでは、長谷川委員。

【長谷川委員】

・奈良県聴覚障害者協会の長谷川と申します。よろしくお願いたします。私は聞こえませんが、県からの説明に対してフォローは出来ませんので、手話通訳をみるということ、そのときに資料を見るということ両方を見るという形になるので大変こういった会には中途半端になるかと、聞こえる方々は聞きながら資料を見るということで把握できますが、手話を見ながら資料を見ながら、となるとやはり全部理解するというのはちょっと難しいなという話がありまして。それはちょっと置いときまして、2つ質問があります。1つ目は、資料1、2枚目ですね。小見出しの部分なのですが、バリアフリー、ハードとソフトの両面からのバリアフリーの推進という部分なのですが、2つ項目があるのですが、要約されているかと思います。奈良県民みんなに読んでもらっても、わかったような、わからないような書き方ではないかなと思います。意味がわからないのではないかと思います。ハード面から推進というのでは、あまり要約しすぎてわからないのではというふうに思います。もう少しわかるように工夫してほしいなあと思います。例えば、バリアフリーといえば、幅広いと思いますので、物理的バリアフリーなのか、精神的な部分のバリアフリーなのかという部分で考えてみたならば、交通のバリアフリー、情報のバリアフリー町並みのバリアフリーというふうな形に置き換えれば県民すべての人達が想像イメージしやすいのではないかなと、言葉の表現をもっと工夫してもらったと思うのが1つ。2つ目が資料2 P.16 番号 93 です。数値目標のところですが、前回もだったのですが、聴覚障害者支援センターの設置が必要であることから数値目標を設定して欲しい、県の考え方に対する回答のところを見ると、理解出来ないところがあります。なぜかと言いますと目標数値が無ければ、聴覚障害者盲聾者、老人性難聴、難聴者の方々私を取り巻く家族の方達さまざまな問題を抱えている人達に対して計画案の細かい部分に書かれていても書かれている絵面ごとという形になってしまう。例えば、家がない、家がなければどこに泊まればいいんでしょうか、もともと家という元がなければどこで食事をしたらいいのか、泊まったらいいのか家がなければ、外食したらいいのかと、というのではなくて、家があればそこで食べる、寝るという生活のような意味も含めて先に数値目標という部分があれば。4年前、以前から数値目標が無いため今まで計画の文章になったままに進んでいない状態になっていますので、やはりそこは数値目標を掲げてもらえたら、目標数値があれば細かく決めた活動、計画取り組みができるのではないかなというふうに思いますので、全て透明で公開性を示すためには、やはりここで数値目標をだしたほうがいいかなと、というのが私の意見です。

【八木会長】

・今、2点お尋ねがありました。事務局いかがでしょうか。

【事務局古市課長】

・資料1の話でございますけれども、ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進というがわかりにくいということですが、資料1というのは、概要版ということで、限られたスペースで書かせて頂いているというのをご理解いただきたいのですけれども。計画の本編ではP.59あたりにきめ細かくコミュニケーションにおけるバリアフリーですとか点字とか駅におけるバリアフリー等具体的にかかせていただいておりますのでその辺は了解いただければと思います。

・それからもう一つの聴覚障害者の支援センターの設置の件ですけれども、数値目標についてなんでもかんでも書いている訳ではございませんで、例えば、聴覚障害者支援センター設置については、P.22に聴覚障害者の課題というところで、きちんと聴覚障害のある人が必要なときにいつでも相談・支援を行う拠点が無いということで、聴覚障害者支援センターの設置ということで充分県としても認識をしているところがございます。数値目標という場合、例えば、こういう施設1カ所つくりますとか、全県的に1カ所つくりますとかいうようなものについては特にこういう数値目標というものは掲げていませんで、きちんとこういう課題というところで認識をして進めておりますので計画上はそういうような書き方になっているということでご理解いただけたらと思います。

【八木会長】

・ありがとうございました。

【長谷川委員】

・実際にホームページで記録として県民が見たときに聴覚障害者、障害者が見たときに納得できるかどうかというのはわからないと思いますが、やはり普通は視覚障害者の支援センターに対して変更していくのか、実際にそういった具体的なことが載せられてないので聴覚障害者の場合にはそういった部分でうやむやになってしまうのでは、今までの経過を考えますとそういったことが多いのではと思っています。以前もずっとこういった形で載せているけれども実際に進めていないというような状態なので数値目標というのを出したいというようなことです。

【八木会長】

・はい。あのちょっとですね、今の長谷川委員の件でバリアフリーのことでお話があったのですが、一番最後に用語の説明でバリアフリーというのが書かれています。障害福祉の部分でバリアフリーというのは、1995年ですかね、国の障害者プランのノーマライゼーション7カ年戦略の中で社会には4つのバリアがある存在するのだということで、きちんと書かれていますのでこのことを用語の説明のところではそれを当てはめてもらえたらいいかなと思います。

・他にございますか。どうぞ、品川委員。

【品川委員】

・私もそれに関係があったかと思うのですが、障害のある人が安心して生きていくにはそれぞれの障害に対する支援と同じように周囲の理解といいますか、それこそ心のバリアフリーがなけれ

ば生きていけないと思うのです。ここに書かれています障害者計画につきましては、そのそれぞれの障害への支援というのはずいぶんたくさん書かれていますし、手厚い支援がなされるというのがよくわかるのですが、いつも奥田委員が発言されますけれども、やはり心のバリアフリーを養うには、学校教育が大きな力を発揮すると思うのです。大人になってからでは差別の心をなかなか取り除くことはできません。ですから教育の中で具体的に奈良県では特にこういうことは、学校教育の中でカリキュラムとして入れこんでいくというような実践のできるような計画を是非教育委員会の方で立てていただきたいというふうに思っております。

【八木会長】

・他ございますか。阪口委員

【阪口委員】

・計画の P.44〇の 3 つ目ですけれど、福祉と教育の一層の連携を図るため、県は特別支援教育コーディネータの養成と書いてあるのですけれど、従来は、特別支援員というのを養成されたり「でいあ〜」と連携されたりした事があったと思います。教育委員会関係の方その辺は進捗状況をもし分かるようでしたらコーディネータが実際には、学校に入って学校の先生と一緒にサポートをしていく、特別支援教育支援員というのが配置されていると認識しているのですが、そのところの現状が理解がしにくいのです。教育委員会ではその辺のようにお考えになっているのでしょうか。

【八木会長】

・事務局いかがでしょうか。

【事務局（山本室長補佐）】

・ありがとうございます。確かに委員におっしゃっていただいたようにコーディネータは教委としての要請、使命という形ですべての学校にずっといる、支援員の方は各市町村の交付税で措置された市町村の費用の中で各学校に配置をされているという状況でございます。私どももその市町村に対して至急緊急に配置するように県委として指導はしております。教育支援員の活躍ということにも期待するというようなことも必要かと思しますので、持ち帰りまして検討したいというように思います。

【八木会長】

・他ございますか。

【阪口委員】

・もう 1 点。用語の説明のところ、二次障害のところにおいて就労がうまくいかなかったり、知的でも事業所との相性が悪くて二次障害とかになるのですが、二次障害のこの表示の仕方ですういうところでも含めて用語の説明として入れていただいたらいいのかなあと思います。かなりそういう人達がいるなあと私達も認識しております。

【八木会長】

・具体的にはどういったものでしょうか。

【阪口委員】

・知的障害の人達が、就労等とかでつまづいてしまったときにでも新たに再出発できないで引きこもり等の二次障害になるというような表記の仕方をしていただくのも、二次障害ではないかなと私的には個人的に思っておりますので、二次障害という表記の表現をしていただけたら有り難いと思います。

【事務局（林課長補佐）】

・おっしゃるように、知的の方とか発達障害の方とかでは、就労したけれども問題が起こって、引きこもってしまったというのを二次障害ということは一般的に使うということは認識していますので、検討させていただきたいと思います。

【八木会長】

・それぞれ、今日委員から出されている意見ですね、事務局の方で検討してやっていますというふうにしたいと思います。計画案は具体的にできあがってきているものですから、そこおかしいよ、となると我々も後具合が悪いものですから、今までやってきた会議の追加の中で具体的に気づいた点をそれぞれ出して頂いて、まあ紙面の都合ですとか色々なことで制約がありますので、事務局に委ねるといふことにしたいと思います。

【奥田委員】

・最後のところで、文言の解説を付けていますが、これはやっぱり付けるのですか。
・言いたいのは、レスパイトサービスというのは付いていないのですよ。

【八木会長】

・P.149のことですね。

【奥田委員】

・資料2の最後の所に用語の解説集がついていますが、レスパイトサービスというのが私はわからないので、あんまり聞く機会がないので、できたらそういう意味で付けるのだったら入れて頂いたらいいのではないかと考えておきます。

【事務局（林課長補佐）】

・レスパイトサービス、抜けておりました。付け加えさせていただきたいと思います。

【八木会長】

・今、横書きが大変増えております。横書きは説明していただきたいと思います。
・他、ございますか。はい、長谷川委員。

【長谷川委員】

・計画案ですけれど、P.59 小見出しの部分です。見出しの部分で書き方の問題ですけれど、(2) 取り組みの方向性というのがあって次に①ということでハード、ソフト面からのバリアフリーの推進というふうに書かれています①あるのでじゃあ②③あるのかなと思いたらないのですが、他①②③とあるのですけれど、ここの部分に関して①のみなのかどうかという部分ですが。ちょっとこの部分考えられない部分があるのですが。もう少しこの部分に対して整理をして①交通のバリアフリー②情報のバリアフリー、③心のバリアフリー、というようなこの部分で分類わけというのはいかなるのでしょうか。

・併せて要約の部分の問題なのですが、ここの部分の言葉では要約してわからないのでここはわかるように説明したほうがわかりやすいように区分的なバリアフリーの分類を分けた方がいいのではないかなと思っただけです。わからなければそこで無駄になってしまうのでわかれば、そこにさらに次につなげていけるかなと思うのです。

【事務局林補佐】

・ご指摘いただきました、わかりやすいように数字をつけるか分類を変えるかご検討させていただきます。

【八木会長】

・章分けの時に、書き方の作法だと思うのですが、今長谷川委員が言われたように②③がないという、簡単に言えば①を取ればいい。この中身を主分けしていくとなるとより細かい部分の表記が必要となってくるものですからその辺の全体的なバランスがとれるならば、分ければいいのかと、とれないのだったら、そのままやると。書き方はいろいろあると思います。

・他ごありますか。

・あの今回ですね、前回も前々回も皆さんに熱心に御討議いただいてそしてようやくこういうような形になりました。それで、皆さんはそれぞれの団体の代表として来ておられるのですから、計画について色々会員さんの方だと色々な方からお尋ねいただく、その時はどうか委員の皆さん自分の言葉でよく分かるように皆さんの知恵で作ってきたものですので、やあ、知りません、だけではなくて、そういうことはありえないと思いますが、これからより中身のあるもの実践して行かなきゃいけない、そしてそれが完璧とはいえない、しかしみんなの力でこうして作ってきたものですからわからない人で疑問に思う人が身近におられるならば、それぞれ皆さんの言葉で、ですね、こういう方向、こういう現状で今こういうことを目指しているのだ、ということを皆さんの力で伝えていただけたら有り難いなあとと思います。

・それでは、最後に事務局にマイクをかえします。

【事務局（林課長補佐）】

・熱心な御討議どうもありがとうございました。本日ご審議いただきました内容につきましては、改めて計画の方で検討すべきところについては検討させていただきます、基本的にこの本日お渡ししたものを基本に奈良県障害者計画というものを策定していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それから本日委員の方々のご意見にもございましたが、計画を作ってそのままではなくて計画の中身につきましては我々としてもできるだけ取り組んでいきたいと思っておりますのでこれからも皆様方のご協力方よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして第3回障害者施策推進協議会を閉会いたします。本日はご多忙の中長時間にわたりまして本当にありがとうございました。